

**【議案第85号】 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例**

- 組織の再編に伴うもの
  - ・市民協働部に分掌された「保健衛生に関すること」に係る事務を福祉部へ移管
  - ・こども未来部を新設し、福祉部に分掌された「児童福祉等に関すること」及び「次世代育成に関すること」に係る事務をこども未来部に移管
- 令和6年4月1日から施行

**【議案第86号】 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例**

- 令和5年人事院勧告に伴い国家公務員の給与の改定が行われたので、これを参考にして職員給与を改定するもの
  - ①行政職給料表の改定(令和5年4月1日から適用)
    - 給料表を平均1.1%上げたものに改定(1,000円～12,000円増額)
  - ②期末・勤勉手当の支給率の改定
    - ア令和5年度(令和5年12月1日から適用)

12月期末手当	1.20月	→	1.25月	(+0.05月)
12月勤勉手当	1.00月	→	1.05月	(+0.05月)
    - イ令和6年度以降(令和6年4月1日から)

6月期末手当	1.20月	→	1.225月	(+0.025月)
6月勤勉手当	1.00月	→	1.025月	(+0.025月)
12月期末手当	1.25月	→	1.225月	(△0.025月)
12月勤勉手当	1.05月	→	1.025月	(△0.025月)
- 公布の日から施行

**【議案第87号】 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例**

- 本市一般職の職員の給料表の改定を参考に会計年度任用職員の給料表を改定するため、併せて、地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)が公布されたことに伴い、関係規定を整備するもの
- 主な改正内容
  - ①会計年度職員給料表改定
    - 給料表を平均2.6%上げたものに改定(1,000円～12,000円増額)
  - ②勤勉手当の新設
- ①令和6年1月1日から施行
- ②令和6年4月1日から施行

**【議案第88号】 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例**

- 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)等が公布されたことに伴い、産前産後期間に係る所得割額及び被保険者均等割額の減額等について規定するもの
- 令和6年1月1日から施行

**【議案第89号】 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例**

○福岡県公立学校職員の給与に関する条例の改正により、福岡県公立学校職員(常勤講師)の給与の改定が行われることから、これを参考にして本市教育職員の給与を改定するもの

・ 給料表の改定

福岡県公立学校職員の給与に関する条例に規定する給料表の改定に準じて、給料表を平均4.13%引き上げたものに改定(4,300円～13,500円増額)

○公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用

**【議案第90号】 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(交通事故)**

○損害賠償・事故の概要

- ・ 賠償額 701,900円  
(修繕料、代車費用及び評価損費用701,900円の内、市の過失10割)
- ・ 発生日時 令和5年10月11日(水)午前9時00分頃
- ・ 発生場所 飯塚市秋松地内 飯塚市秋松710番地4付近
- ・ 事故の状況 上水道課職員が水道管修繕現場へ向かう途中、三叉路を右折するため左方向の確認を行いながら減速し走行していたところ、前方相手方車両が停止していることに気付くのが遅れ、相手方車両に接触し、相手方車両後方を損傷させたもの